

館林市地域防災計画

(修正案)

館林市防災会議

目 次

第1編 総論	1
第1節 計画の目的	1
第2節 用語	4
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4節 館林市の概況	13
第1 自然的特性	13
第2 社会的特性	15
第5節 過去の災害	18
第6節 館林市の地震環境	21
第7節 地震被害の想定	27
第1 県の被害想定地震	27
第2 市の被害想定	31
第8節 館林市の風水害環境と被害想定	33
第9節 計画の修正	38
第2編 震災対策編	39
第1章 災害予防	39
第1節 地震に強いまちづくり	39
第1 地震に強いまちづくりの推進	39
第2 市土の保全	40
第3 避難所・避難路の整備	40
第4 建築物の安全性の確保	41
第5 ライフライン施設の機能の確保	42
第6 液状化対策	43
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	45
第1 情報の収集・連絡体制の整備	45
第2 通信手段の確保	46
第3 職員の応急活動体制の整備	47
第4 防災関係機関との連携体制の整備	48
第5 防災中枢機能の整備	49
第6 救助、救急及び医療活動体制の整備	50
第7 消火活動体制の整備	51
第8 緊急輸送活動体制の整備	52
第9 避難収容活動体制の整備	53
第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	56
第11 広報・広聴体制の整備	57
第12 二次災害の予防	58
第13 防災訓練の実施	58
第3節 市民等の防災活動の促進と支援	61

第1	災害被災を軽減する市民運動の展開	61
第2	防災思想の普及	62
第3	市民、事業所等の防災活動の環境整備	65
第4	ボランティア活動の環境整備の促進	69
第4節	災害時における要配慮者対策	70
第1	要配慮者対策	70
第5節	帰宅困難者対策	75
第1	帰宅困難者対策	75
第2章	災害応急対策	77
第1節	活動体制の確立	77
第1	災害警戒本部の設置	77
第2	災害対策本部の設置	78
第3	災害対策本部の組織	80
第4	職員の非常参集	95
第5	広域応援の要請	100
第6	県防災ヘリコプターの要請	102
第7	自衛隊への災害派遣要請	103
第2節	発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保	108
第1	地震情報の収集・連絡	108
第2	災害情報の収集・連絡	110
第3	通信手段の確保	113
第3節	被災者等への的確な情報伝達活動	116
第1	広報活動	116
第2	広聴活動	118
第4節	救助・救急、医療及び消火活動	119
第1	救助・救急活動	119
第2	医療活動	122
第3	消火活動	124
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	127
第1	緊急輸送活動	127
第2	交通応急対策	129
第6節	避難の受入活動	136
第1	避難誘導	136
第2	避難所の開設・運営	141
第3	応急仮設住宅等の提供	146
第4	広域的避難収容	147
第5	県境を越えた広域避難者の受入れ	148
第7節	食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	152
第1	食料の供給	152
第2	飲料水の供給	154
第3	生活必需品等の供給	156
第4	燃料の調達	158
第5	救援物資集積場所	158

第8節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	159
第1	防疫・保健衛生	159
第2	清掃活動	161
第3	障害物の除去	161
第4	行方不明者の捜索及び遺体の処置	162
第9節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	165
第1	社会秩序の維持	165
第2	物価の安定及び消費者の保護	165
第10節	施設設備の応急復旧活動	166
第1	公共土木施設の応急復旧	166
第2	電力施設の応急復旧	166
第3	ガス施設の応急復旧	167
第4	上下水道施設の応急復旧	168
第5	電気通信設備の応急復旧	169
第11節	二次災害の防止活動	170
第1	水害対策	170
第2	被災建築物及び被災宅地の二次災害対策	170
第12節	自発的支援の受入れ	171
第1	ボランティアの受入れ	171
第2	義援物資、義援金の受入れ	172
第13節	要配慮者対策	174
第1	要配慮者の災害応急対策	174
第14節	災害救助法の適用	176
第1	災害救助法の適用	176
第15節	危険物等施設の災害応急対策	178
第1	危険物、有害物質等による災害対策	178
第2	危険物等の種類	178
第3	市・消防組合における災害情報の収集・連絡	178
第16節	その他の災害応急対策	181
第1	学校等の災害応急対策	181
第2	社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策	186
第3	労働力の確保	187
第4	動物愛護	188
第3章	災害復旧・復興	189
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	189
第1	基本方針の決定	189
第2	市民の参加	189
第3	県等に対する協力の要請	189
第2節	原状復旧	190
第1	被災施設の復旧等	190
第2	がれきの処理	190
第3節	計画的復興の推進	191
第1	復興計画の作成	191

第2	防災まちづくり	191
第4節	被災者等の生活再建の支援	193
第1	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け	193
第2	県（小規模）災害見舞金の支給	194
第3	被災者生活再建支援金の支給	194
第4	生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け	195
第5	市税等の徴収猶予及び減免の措置	196
第6	住宅復興資金の貸付け	196
第7	罹災証明書の交付	199
第5節	被災中小企業等の復興の支援	201
第1	中小企業者に対する低利融資等の実施	201
第2	農業者に対する助成・低利融資等制度の周知	202
第6節	公共施設の復旧	205
第1	災害復旧事業計画の作成	205
第2	早期復旧の確保	205
第3	財政援助の活用	205
第7節	激甚災害法の適用	208
第1	激甚災害の早期指定の確保	208
第2	特別財政援助	208
第8節	復旧資金の確保等	211
第1	復旧資金の確保	211
第3編	風水害・雪害等対策編	212
第1章	災害予防	212
第1節	災害に強いまちづくり	212
第1	災害に強いまちづくりの推進	212
第2	雪に強い道路の整備	212
第3	避難所・避難路の整備	214
第4	建築物の安全性の確保	214
第5	ライフライン施設の機能の確保	214
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	216
第1	避難誘導體制の整備	216
第2	重要水防区域	220
第3	浸水想定区域	220
第4	通信手段の確保	222
第5	職員の応急活動体制の整備	222
第6	防災関係機関との連携体制	222
第7	防災中枢機能の整備	223
第8	救助、救急及び医療活動体制の整備	223
第9	緊急輸送活動体制の整備	223
第10	避難収容活動体制の整備	223
第11	食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	223
第12	広報・広聴体制の整備	223
第13	防災訓練の実施	223

第3節	市民等の防災活動の促進	224
第1	災害被災を軽減する市民運動の展開	224
第2	防災思想の普及	224
第3	市民、事業所等の防災活動の環境整備	226
第4	ボランティア活動の環境整備の促進	226
第4節	災害時における要配慮者対策	227
第1	要配慮者対策	227
第2章	災害応急対策	229
第1節	活動体制の確立	229
第1	災害警戒本部の設置	229
第2	災害対策本部の設置	230
第3	災害対策本部の組織	230
第4	職員の非常参集	230
第5	広域応援の要請	233
第6	県防災ヘリコプターの要請	233
第7	自衛隊への災害派遣要請	233
第2節	災害発生直前の対策	234
第1	気象警報注意報及び特別警報の伝達	234
第3節	発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保	243
第1	災害情報の収集・連絡	243
第2	通信手段の確保	243
第4節	被災者等への的確な情報伝達活動	244
第1	広報活動	244
第2	広聴活動	244
第5節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	245
第1	浸水被害の拡大の防止	245
第2	風倒木による二次災害の防止	245
第6節	救助、救急及び医療活動	246
第1	救助・救急活動	246
第2	医療活動	246
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	247
第1	緊急輸送活動	247
第2	交通応急対策	247
第8節	避難の受入活動	248
第1	避難誘導	248
第2	避難所の開設・運営	254
第3	応急仮設住宅等の提供	254
第4	広域的避難収容	254
第5	県境を越えた広域避難者の受入れ	254
第9節	食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	255
第1	食料の供給	255
第2	飲料水の供給	255
第3	生活必需品等の供給	255

第4	燃料の調達	255
第5	救援物資集積場所	255
第10節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	256
第1	防疫・保健衛生活動	256
第2	清掃活動	256
第3	障害物の除去	256
第4	行方不明者の捜索及び遺体の処置	256
第11節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	257
第12節	施設、設備の応急復旧活動	258
第1	公共土木施設の応急復旧	258
第2	電力施設の応急復旧	258
第3	ガス施設の応急復旧	258
第4	上下水道施設の応急復旧	258
第5	電気通信設備の応急復旧	258
第13節	自発的支援の受入れ	259
第1	ボランティアの受入れ	259
第2	義援物資、義援金の受入れ	259
第14節	災害時要援護者対策	260
第15節	災害救助法の適用	261
第16節	危険物等施設の災害応急対策	262
第1	危険物、有害物質等による災害対策	262
第2	危険物等の種類	262
第3	市・消防機関における災害情報の収集・連絡	262
第17節	その他の災害応急対策	263
第1	農業関係災害応急対策	263
第2	学校の災害応急対策	264
第3	社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策	264
第4	労働力の確保	264
第5	動物愛護	264
第3章	災害復旧・復興	265
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	265
第2節	原状復旧	265
第3節	計画的復興の推進	265
第4節	被災者等の生活再建の支援	265
第5節	被災中小企業等の復興の支援	265
第6節	公共施設の復旧	265
第7節	激甚災害法の適用	265
第8節	復旧資金の確保等	265
第4章	事故災害対策	266
第1節	大規模な火事災害対策	266
第1	火災予防対策	266
第2	火災応急対策	267
第2節	鉄道災害対策	269
第1	予防対策	269

第2	応急対策	269
第3節	道路災害対策	270
第1	予防対策	270
第2	応急対策	270
第4節	航空災害対策	272
第1	航空災害応急対策	272
第5節	県外の原子力施設事故対策	273
第1	災害予防	273
第2	災害応急対策	274
第6節	竜巻対策	277
第1	災害予防	277

第1編 総論

第1編 総論

第1節 計画の目的

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、館林市防災会議が作成するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における風水害、雪害、事故災害、火災及び地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

さらに、市民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県、市町村及び指定地方行政機関を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

(1) 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、

収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

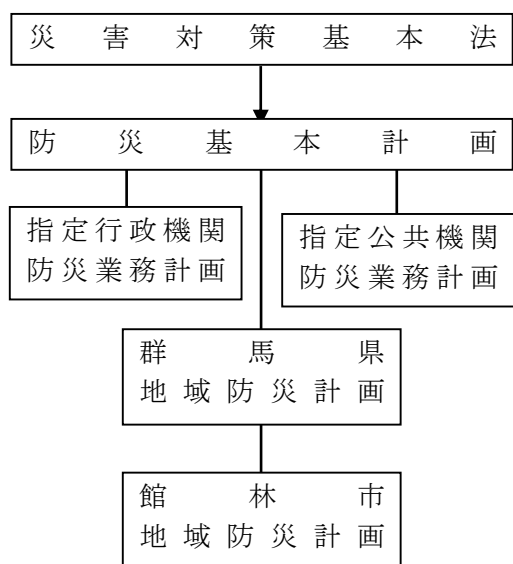
イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は、発災後、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

3 館林市地域防災計画の位置付け

館林市地域防災計画の位置付けは、以下のとおりとする。



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいえるべきものである。

（災害対策基本法第34条及び第35条）

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

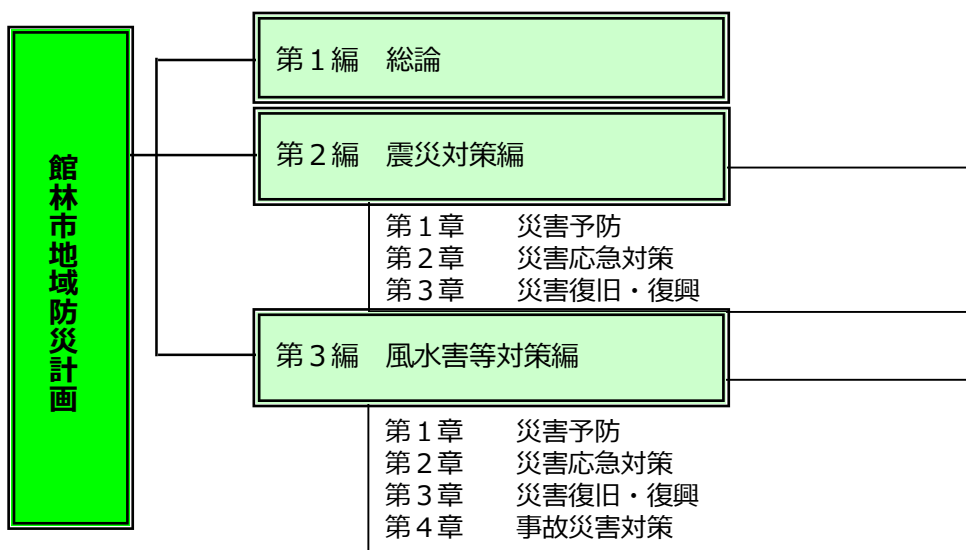
（災害対策基本法第36条から第39条まで）

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

（災害対策基本法第40条から第42条まで）

4 計画の体系（全体構成）

館林市地域防災計画の全体構成は、以下のとおりとする。



5 館林市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「館林市国土強靱化地域計画」（令和2年3月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、館林市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- （1）人命の保護が最大限図られること
- （2）市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- （3）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4）迅速な復旧・復興

を踏まえ、館林市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2 救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3 県防災計画	基本法第40条の規定に基づき、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。
4 水防計画	水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、館林地区消防組合管理者（館林市長）が作成する水防計画をいう。
5 災害対策本部	基本法第23条の2の規定に基づき、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、館林市地域防災計画の定めるところにより市長が設置する館林市災害対策本部をいう。
6 本部長	災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市長をもって充てる館林市災害対策本部長をいう。
7 部等	館林市の市長部局の部、市教育委員会事務局及び市議会事務局をいう。

なお、本計画中次の名称は、災害対策本部を設置したときは、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平常時の場合	災害対策本部設置の場合
館林市長	本部長
副市長	副本部長
教育長	〃
各部長等	本部員
館林市〇〇部〇〇課長	本部〇〇部〇〇班
館林市〇〇部〇〇課長	本部〇〇部〇〇班長

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 館林市

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1) 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ① 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 ② 防災に関する組織の整備に関すること。 ③ 防災に関する訓練に関すること。 ④ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 ⑤ 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 ⑥ 職員の初動態勢の確立に関すること。
(2) 災害時の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 予報・警報の伝達に関すること。 ② 避難勧告等の発令に関すること。 ③ 指定避難所の開設に関すること。 ④ 消防、水防その他の応急措置に関すること。 ⑤ 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 ⑥ 要配慮者の支援に関すること。 ⑦ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 ⑧ 緊急輸送の確保に関すること。 ⑨ 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 ⑩ 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。 ⑪ 広域的な避難支援に関すること。 ⑫ 災害情報、集中管理に関すること。 ⑬ 受援依頼体制の確保等に関すること。
(3) 災害からの復興	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設及び設備の応急復旧に関すること。 ② 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 ③ 災害復旧及び復興計画に関すること。

2 群馬県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
邑楽館林振興局 館林行政県税事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方部内の総合調整に関すること。 (2) 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 (3) 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 (4) 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 (5) 市との連絡調整に関すること。 (6) 緊急通行車両の確認事務に関すること。 (7) 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。 (ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。) (8) 生活必需品の調達及び供給に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(9) その他部内各班に属しない事項に関する事。
邑楽館林振興局 館林保健福祉事務所	(1) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関する事。
邑楽館林振興局 東部農業事務所	(1) 農業に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 農業に係る災害応急対策に関する事。
邑楽館林振興局 館林土木事務所	(1) 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事。 (3) 群馬県水防計画の実施に関する事。
邑楽館林振興局 東部環境事務所	(1) 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関する事。
東部教育事務所	(1) 学校教育に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 学校教育に係る災害応急対策に関する事。 (3) 県立学校が避難施設場所に使用される場合の市への協力に関する事。
館林警察署	(1) 被災者の救出、救助及び避難の誘導に関する事。 (2) 交通規制及び交通秩序の確保に関する事。 (3) 行方不明者の捜索に関する事。 (4) 災害による死体の検視に関する事。 (5) 警察通信の防護に関する事。 (6) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 (7) 緊急通行車両の確認事務に関する事。

3 館林地区消防組合

	処理すべき事務又は業務の大綱
消防本部・館林消防署・ 館林消防団	(1) 消防組織の総合計画及び消防団との連絡調整 (2) 水防計画に関する事。 (3) 火災予防運動の総括 (4) 防火対象物の査察指導 (5) 防火防災講習の実施 (6) 防火広報、建築物同意関係その他予防に関する事。 (7) 危険物規制及び安全管理指導危険物関係法令関係に関する事。 (8) 危険物製造所等の災害事故調査及び保安広報関係に関する事。 (9) 消防力の配備運営、消防計画及び消防統計に関する事。 (10) 火災、災害の警戒防護、救急救助関係に関する事。 (11) 消防相互応援協定に関する事。 (12) 消防水利・救急医療情報等に関する警防関係事務に関する事。 (13) 消防通信及び気象観測に関する事。 (14) 広報活動に関する事。 (15) その他消防業務に関する事。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (前橋財務事務所)	(1) 金融機関に対する非常金融措置の斡旋、指導等に関すること。 (2) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 (3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 (4) 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 (5) 提供可能な未利用地、合同宿舍の情報提供に関すること。
関東農政局 (前橋地域センターほか)	(1) 災害予防 ① 堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 ② 農地、農業用施設、ため池、湖岸、堤防、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 災害応急対策 ① 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ② 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ③ 主要食糧の供給に関すること。 ④ 生鮮食料品等の供給に関すること。 ⑤ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 ⑥ 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 (3) 災害復旧等 ① 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 ② 被災農林業者に対する資金の融通に関すること。 (4) その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	(1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。 (5) 災害の発生が予想されるときや災害発生時における、県や市に対する気象状況の推移及びその予想の解説等に関すること。 (6) 県や市、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること。
関東地方整備局 (利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所)	管轄する河川・道路・砂防についての計画、工事及び管理のほか、次の事項を行う。 (1) 災害予防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	① 防災上必要な教育及び訓練 ② 通信施設等の整備 ③ 公共施設等の整備 ④ 災害危険区域等の関係機関への通知 ⑤ 官庁施設の災害予防措置 (2) 災害応急対策 ① 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 ② 水防活動及び避難誘導等 ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 ④ 災害時における復旧用資材の確保 ⑤ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 ⑥ 災害のための応急復旧用資材の備蓄 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (3) 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。

5 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	(1) 災害派遣の準備 ① 防災関係情報資料の整備に関すること。 ② 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 ③ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ④ 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 (2) 災害派遣の実施 ① 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便㈱ (館林郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する こと。 (2) 災害特別事務取扱いに関すること。 ① 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取 扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ② 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話株式会社 (群馬支店)	(1) 電気通信設備の保全に関する事 (2) 重要通信の確保に関する事
株式会社NTTドコモ (群馬支店)	(1) 携帯電話設備の保全に関する事 (2) 重要通信の確保に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社 (太田支社)	(1) 電力施設の保安の確保に関する事 (2) 電力の供給の確保に関する事
日本赤十字社 (群馬県支部)	(1) 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事 (2) 救護所の開設及び運営に関する事 (3) 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 (4) 輸血用血液の確保及び供給に関する事 (5) 義援金品の受領、配分及び募金に関する事 (6) 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事 (7) 外国人の安否の調査に関する事 (8) 広域医療搬送拠点の整備、広域医療搬送の運営に関する事
日本放送協会 (前橋放送局)	(1) 防災思想の普及に関する事 (2) 気象予報・警報の周知に関する事 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 (4) 放送施設に対する障害の排除に関する事 (5) 避難所等における受信機の貸与・設置に関する事 (6) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事
東日本高速道路株式会社 (関東支社)	(1) 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事 (2) 緊急通行路の確保に関する事
日本通運株式会社 (群馬支店)	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送協力に関する事

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)館林市邑楽郡医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関する事 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 (3) 医療救護活動の実施に関する事
(一社)館林邑楽歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事 (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事
(公社)群馬県看護協会館林地区支部	(1) 救護活動に必要な看護の確保に関する事
館林瓦斯株式会社	(1) 都市ガス施設の保安の確保に関する事 (2) 都市ガスの供給の確保に関する事
(一社)群馬県LPガス協会館林邑楽支部	(1) LPガス設備の保安の確保に関する事 (2) LPガスの供給の確保に関する事

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(3) 会員事業者の連絡調整に関すること。
群馬県石油協同組合	(1) 石油等燃料の供給に関すること。
東武鉄道(株)	(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 (2) 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送協力に関すること。
(一社)群馬県トラック協会 館林支部	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する こと。
放送機関 (群馬テレビ(株)、(株)エフ エム群馬)	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関 すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関す ること。

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関 すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関す ること。
放送機関 (ケーブルテレビ(株) 館林ケーブルテレビ)	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関 すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関す ること。
邑楽館林農業協同組合	(1) 共同利用施設の保全に関すること。 (2) 農業者に対する災害応急対策、災害復旧の支援に関するこ と。 (3) 県又は市が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への 協力に関すること。
病院経営者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 (2) 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
(社福) 館林市社会福祉協 議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 (2) 義援金品募集及び配分に関すること。 (3) ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
館林商工会議所	(1) 被災事業者に対する支援に関すること。 (2) 市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。
近藤沼土地改良区 赤郷台地土地改良区 谷田川北部土地改良区	(1) 農業用水等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
金融機関	(1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	(1) 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 (2) 避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	(1) 危険物等施設の保安の確保に関すること。 (2) 周辺住民の安全の確保に関すること。
(一)群馬県建設業協会館林支部	(1) 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設の管理者	(1) 水門、水路等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
館林市区長協議会等	(1) 市が行う災害救助等についての協力に関すること。 (2) 義援金品の募集の協力に関すること。 (3) 要配慮者の避難誘導に関すること。 (4) 被災者に対する炊き出しに関すること。
館林交通安全協会	(1) 異常現象及び災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関への連絡に関すること。 (2) 避難者の誘導及び安全対策に関すること。 (3) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
館林市防犯協会	(1) 異常現象及び災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関への連絡に関すること。 (2) 災害時における市民の防犯指導に関すること。 (3) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
日本赤十字社群馬県支部 館林市地区赤十字奉仕団・館林市婦人会連絡協議会	(1) 炊き出し、救援物資の配分、避難所運営の協力に関すること。 (2) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
館林市民生委員児童委員協議会	(1) 区長協議会と連携し要配慮者の避難誘導に関すること。 (2) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
防災重要施設管理者（防火対象物、危険物施設等）	(1) 災害予防体制の整備に関すること。 (2) 所管施設の防災応急対策の実施に関すること。 (3) 被災施設の災害復旧の実施に関すること。
館林観光バス(株) つゝじ観光(株) 館林地区ハイヤー協議会	(1) 被災者の輸送に関すること。
群馬東部水道企業団	(1) 上水道施設の保全及び応急復旧に関すること。 (2) 水道水の供給の確保に関すること。

9 市民、自主防災組織（行政区）、事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 民	(1) 防災、減災の知識習得に関する事。 (2) 自宅建物、設備の減災措置、避難行動の検討に関する事。 (3) 飲料水、食料等の7日分以上の備蓄と点検に関する事。 (4) 自主防災組織等への参加及び活動への協力に関する事。 (5) 気象情報の収集、家族、近所への伝達に関する事。 (6) 家族、近所の要配慮者等の避難支援に関する事。 (7) 災害廃棄物の分別に関する事。 (8) 消防団への参加及び活動への協力に関する事。 (9) その他災害に備え、必要な手段を講ずることに關する事。
自主防災組織 (行政区)	(1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検に関する事。 (2) 地域の災害危険性の把握、点検に関する事。 (3) 地区防災計画の策定に関する事。 (4) 要配慮者の把握、個別プランの作成協力に関する事。 (5) 自主防災リーダーの養成に関する事。 (6) 自主防災活動、訓練(総合防災訓練、図上訓練等)の実施に関する事。 (7) 気象情報の収集、伝達に関する事。 (8) 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力に関する事。 (9) 要配慮者、被災者の救助対策の協力に関する事。
防 災 士 (館林市防災士連絡会)	(1) 防災・減災の啓発活動と各地区で実施される防災訓練の支援に関する事。(館林市防災士連絡会) (2) 避難の誘導、応急救助の支援に関する事。 (3) 避難所開設、避難所運営の連携に関する事。
事 業 者	(1) 従業員の防災教育、訓練に関する事。 (2) 事業継続計画の作成、更新に関する事。 (3) 所管施設、設備の減災措置、避難対策の検討。 (4) 従業員等の飲料水、食料等の備蓄と点検に関する事。 (5) 自衛消防活動、訓練に関する事。 (6) 気象情報の施設利用者等への伝達、避難誘導に関する事。 (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動に関する事。 (8) 要配慮者等の避難支援に関する事。 (9) 災害廃棄物の分別に関する事。 (10) その他災害に備え、必要な手段を講ずることに關する事。

第4節 館林市の概況

第1 自然的特性

1 地勢の特性

本市は、「鶴舞う形」の群馬県の南東部に位置し、関東平野の一部を構成し、また関東全体からみてほぼ中心部に位置している。東経139° 32' 32"、北緯36° 14' 41"で、その市域は東西15.5km、南北8kmで面積は60.97km²である。

市域の北部は渡良瀬川を隔てて栃木県佐野市、東部は邑楽郡板倉町、南部は明和町に接しており、西部は邑楽町及び千代田町に接している。

また、県都前橋市へ50kmと県内主要都市中最も遠隔にあるが、首都東京へは64kmと最も接近した位置を占め、東京との交流は密接であり、地理的条件に恵まれている。

さらに、本市は県境に位置するため20km圏内には県内の太田市、栃木県の足利市、佐野市、茨城県の古河市、埼玉県では羽生市、加須市、行田市、熊谷市等があり、相互に密接な関係を高めつつ発展している。

2 地質の特性

渡良瀬川及び利根川の合流部にあつて、地形分類上、火山灰被覆洪積台地及び河成低地に分けられる。

前者は市域の中央部を東西の方向に帯状をなして分布し、土壌を構成する材料は火山灰であつて、主として畑地に利用されている。後者は市域の南、北両縁部洪積台地の外側を占め、土壌を構成する材料は沖積層であつて、主として水田に利用されている。

水田については、大部分が排水不良の湿田ないし半湿田であつて、乾田は極わずかに存在するのみである。水田土壌を類型別に見ると、泥炭土壌、黒泥土壌、強グライ土壌、グライ土壌、灰色土壌の5土壌に類別することができる。

畑土壌については、火山灰を母材とする土壌が大部分であつて、一部河川流域に散在する畑地が沖積土壌となっている。ここでは大部分の面積を占める火山灰土壌について概略を説明することにする。

表層（15～40cm）は暗褐ないし黄褐色を呈し、土性は砂壤土又は壤土である。粘着性可塑性ともに弱から中、保水性は中程度であるが透水性はやや大きい。下層は黄褐ないし明黄褐色を呈し、土性は壤土又は埴壤土であつて、可塑性、粘着性ともに中から強である。

3 地形の特性

本市の地形は、洪積台地と沖積低地とに分けることができる。洪積台地と沖積低地を通じて海拔の最高点は34m、最低点は16mである。

洪積台地は、おおむね海拔20～25mの高度を有し、20mの等高線が沖積低地との境界の急崖と一致する場合が多い。実際には洪積台地と沖積低地との境は、比高5m内外の急崖にすぎないが、これによって比較的明瞭に二つの地形面が識別されるのである。この洪積台地を構成する物質は、主として洪積統に属する礫・砂・粘土の互層であり、その上部を関東ローム層が被覆

している。

他方、本市の沖積低地は、主に利根川及び渡良瀬川の旧氾濫原で、この沖積低地を区分すると、西部の多々良沼、矢場川水系低地帯、北部の渡良瀬川沿岸低地帯の三地域に分けることができる。これらの低地帯には前述したように関東ローム層の堆積は見られず、いずれも沖積統と呼ばれる未固結の細礫・砂・粘土などから成っている。沖積世は、第四紀の中で洪積世から続く最も新しい地質時代であり、この時代につくられた沖積統は、現在の河川に沿う地帯に分布する氾濫原堆積物である。

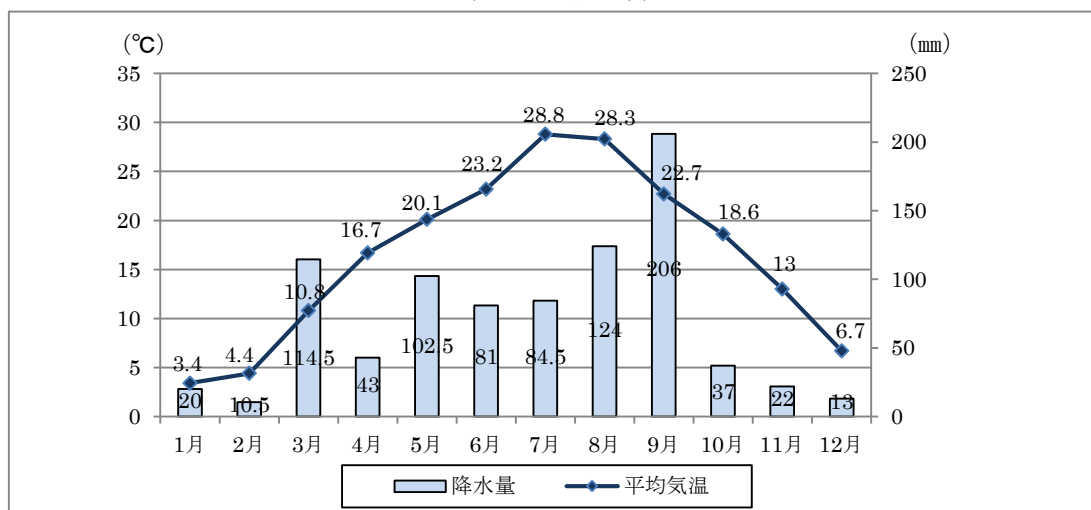
当時の本市付近における河川の氾濫、流路の変遷は著しく、流路のあとを網状に残しながら洪積台地の一部を浸食している。沖積低地の旧流路を示す谷の一部のあるものは、水を湛えて、大小いくつもの池沼を形成して現在に至っている。

4 気象の特性

本市の平成30年の平均気温は16.4度で、県下では温暖な地域である。

しかし、冬はからっ風が吹き、零下1～5度まで下降し、夏は30度以上に上昇し蒸し暑くなるが、降水量は年間858.0mmで県下としては少ない地域であり、降雪はまれで、四季を通じて晴天の日が多い。

月別平均気温及び降水量



※ 資料：気象庁 群馬県の過去の観測データ（前橋地方気象台（館林市 平成30年））

気候の特徴と発生の多い気象災害については、次のとおりである。

(1) 春 期（3月～5月）

移動性の高気圧に支配される時期で、気象の変化は早く、降雨回数も増してくる。

前半は北西季節風が強く、この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風による風害も多く、雹害もある。

(2) 梅雨期（6月～7月前半）

本州・四国・九州付近に前線が停滞しがちで曇天が続き、雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることがある。

この期間の災害としては、水害が多くなり、雹害の発生も多い。また雷を伴う突風災もあり、後半には台風が接近することもある。

(3) 盛夏期（7月後半～8月）

夏型の安定した天気が続き、気温が高く雷雨の発生が多い。この期間の災害としては、台風の接近回数が次第に増して被害をもたらすことがあるが、雷による落雷被害や水害も多い。

少雨高温により、干害の発生することもある。

(4) 秋 期（9月～11月）

残暑型から秋霜を経て後半には移動性高気圧型となる。

台風が本州・四国・九州に接近する回数が最も多いのが、この時期である。したがって災害は風水害が主たるもので、大被害を起こす事例が多い。11月に入ると気象被害は、少なくなる。

(5) 冬 期（12月～2月）

概して西高東低の冬型の気圧配置が続く時期で、北西季節風が吹き、晴天の日が多く、雨量は少なく乾燥する。

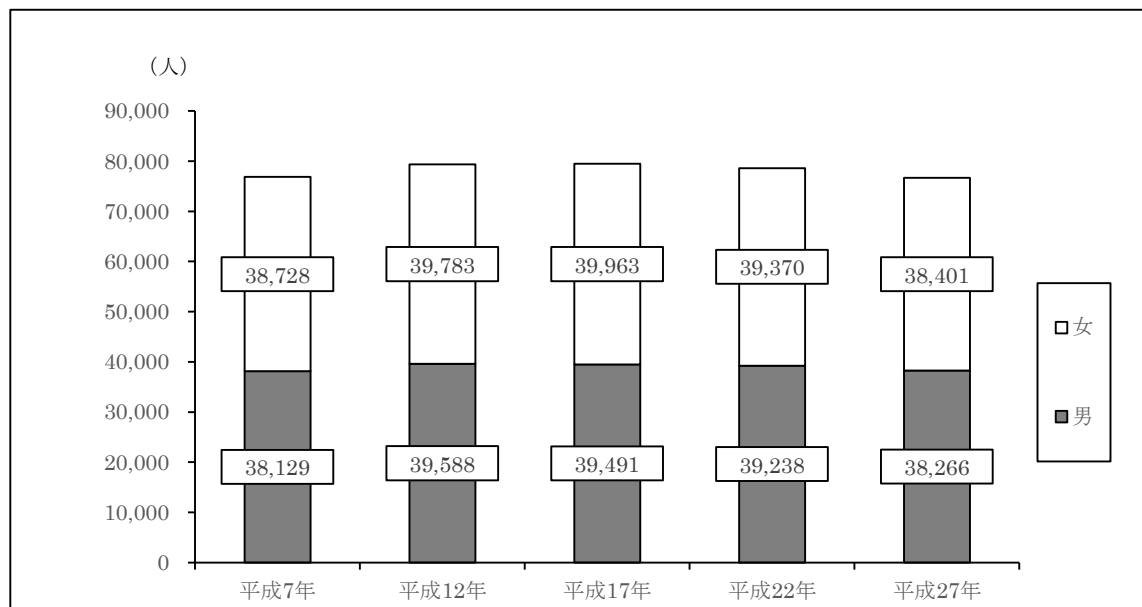
この期間は、災害の少ない時期であるが、乾燥により火災の発生が多く、時には強風被害がある。

第2 社会的特性

1 人口及び世帯の推移

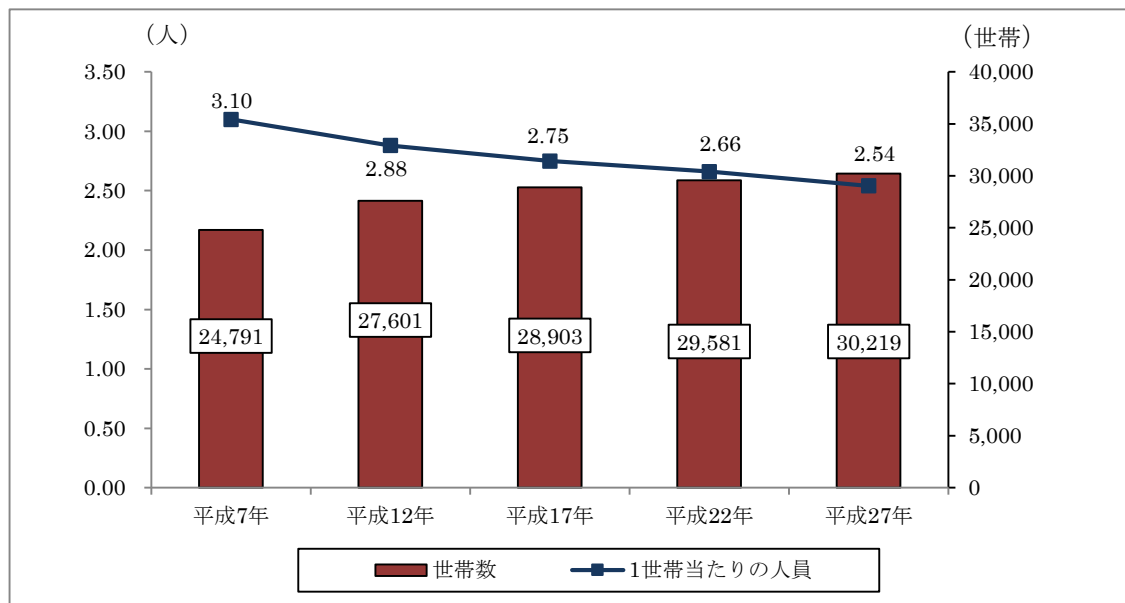
平成27年の国勢調査によると、本市の人口は76,667人、世帯数は30,219世帯であり、平成2年以降、緩やかに増加を続けていたが、平成22年には減少に転じている。また、平成27年の1世帯当たりの人員は2.54人となっている。人口の増減に比べて世帯の増加率が高いため、1世帯当たりの人員は減少しており、核家族化がやや進行している状況がうかがえる。

男女別人口の推移



※ 資料：国勢調査（各年10月1日現在）

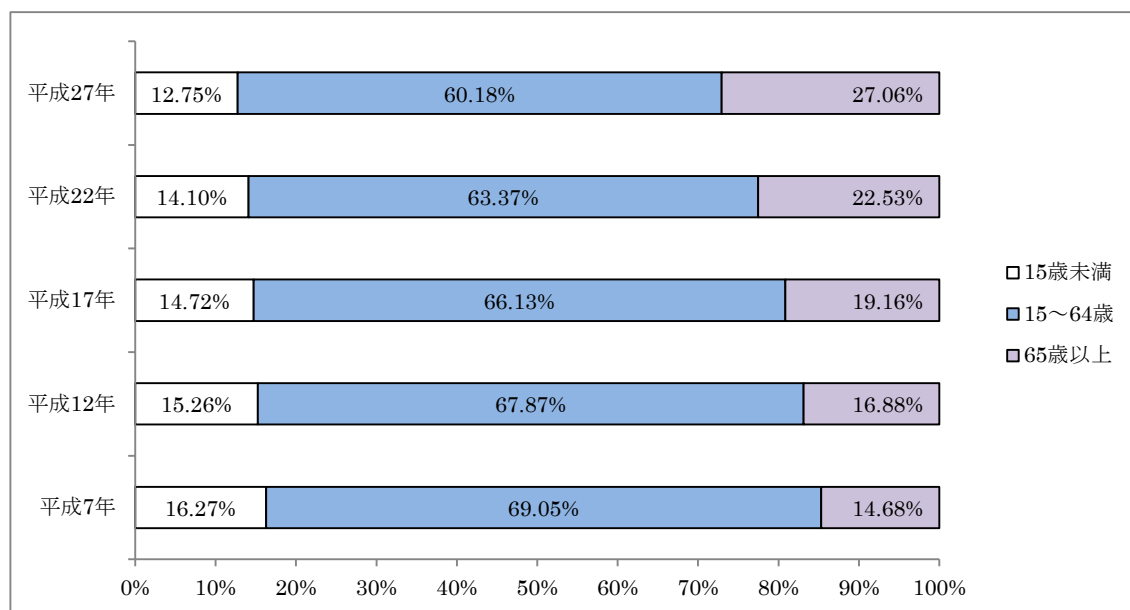
世帯数及び1世帯当たりの人員の推移



※ 資料：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口構成比を見ると、平成27年では、15歳未満の年少人口が12.75%、15～64歳の生産年齢人口が60.18%、65歳以上の老年人口が27.06%となっている。平成7年からの推移では、年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加しており、少子高齢化の進行がうかがえる。

年齢3区分別人口構成比の推移



※ 資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 交通に関する特性

(1) 道路

本市の東部を南北に東北自動車道が走るほか、幹線的な道路のうち主なものは、市を南北に走り埼玉県羽生市及び本県太田市につながっている国道122号、市の東部から西部に延び本県大泉町につながっている国道354号のほか、栃木県佐野市に通じる主要地方道佐野・行田線などがある。

(2) 鉄道

本市と県央及び県外とを結ぶ鉄道は東武伊勢崎線があり、東京都の浅草駅から本県伊勢崎駅まで通っている。また、館林駅から同線支線として、栃木県佐野市につながっている佐野線、本県大泉町及び太田市につながっている小泉線が延びている。

第5節 過去の災害

1 過去の被害地震

群馬県に被害をもたらした主な地震は、次表のとおりである。

発生日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正 5)	—※ ¹ (浅間山麓)	6. 2	前橋 3	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部破損 109 戸
1923. 9. 1 (大正 12)	関東大地震 (小田原付近)	7. 9	前橋 4	負傷者 9 人 家屋全壊 49 戸、半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6. 9	高崎・渋川・五料 6 前橋 5	死者 5 人、負傷者 55 人 家屋全壊 166 戸 半壊 1, 769 戸
1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震 (新潟県沖)	7. 5	前橋 4	負傷者 1 人
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5. 4	板倉 5 弱 沼田・片品・桐生 4	家屋一部破損 64 戸
2004. 10. 23 (平成 16)	新潟県中越地震※ ² (新潟県中越地方)	6. 8	高崎・北橋・片品 沼田・白沢・昭和 5 弱 館林 4	負傷者 6 人 家屋一部損 1, 055 戸
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 ※ ² (三陸沖)	9. 0	桐生 6 弱 沼田・前橋・高崎 渋川・明和・千代田 大泉・邑楽・太田 5 強 館林 5 弱	死者 1 人 (館林) 負傷者 41 人 住家半壊 7 戸 住家一部破損 17, 246 棟

※¹ 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

※² 気象庁が命名した地震

本表を見るとおり、近年において本県を震源とする被害地震は少ない。

本県に被害を及ぼした比較的大きな地震としては、1931年(昭和6年)の西埼玉地震がある。この地震は、群馬県南西部から埼玉県東部に分布する関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、地表に明確な変位が認められないことから、この断層帯の固有地震ではないと考えられている。

また、「類聚国史」(892年に菅原道真によって撰修された歴史書)に記載のある818年(弘仁9年)の地震では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。

以上のように、近年、群馬県を震源とする大規模災害地震は発生していないが、過去には大規模地震が生じていた痕跡があり、今後、群馬県においても大規模地震が発生する可能性は否定できない。

2 風水害

(1) 本市における台風

本市に大災害をもたらした過去の台風は、明治43年、昭和10年9月、同13年8月、同16年7月、同22年カスリーン、同23年アイオン、同24年キティ、同41年9月の26号、平成19年9月の9号等の台風を挙げることができるが、これらの台風の進路はほとんどが東京湾付近を通過し、県の東部である本市付近を北又は北東に抜けている。

ただし、昭和10年の台風のみ西日本を横断し、日本海を北海道方面に向かって進行している。昭和34年9月の伊勢湾台風も多少位置は異なっているが、この同類と見られる。

したがって、本市に大きな影響を与える台風は、次のとおりである。

ア 東京湾付近を通過する北上台風

雨台風で特に赤城南面に豪雨をもたらす。

イ 日本海を北海道方面へ抜ける台風

風台風で降雨は県央の烏川、県西部の碓氷川水系に多い。

(2) 本市における竜巻

本市は、平成21年7月27日14時頃、市内南西部から北東部にかけて突風が発生し人的被害のほか住宅の損壊、自動車が横転するなどの被害が発生した。

この突風をもたらした現象については、前橋地方気象台により竜巻と認められ、藤田スケール^{※1}による突風の強さは、F1またはF2^{※2}と推定された。

※1 藤田スケールとは、竜巻やダウンバーストなどの風速を、構造物などの被害調査から簡便に推定するために、シカゴ大学の藤田哲也により1971年に考案された風速のスケール。

※2 F1：33～49m/s（約10秒間の平均）

屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落される。

F2：50～69m/s（約7秒間の平均）

住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、汽車が脱線することがある。

ア 気象概況

梅雨前線が九州の南海上から北陸地方を通過して東北地方にのびていた。前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、関東地方では大気の状態が非常に不安定であり、竜巻が発生した時間帯には、活発な積乱雲が本市付近を通過中であった。

イ 被災場所

大谷町、赤土町、成島町、北成島町、栄町、新栄町、大街道、西本町、仲町、本町二丁目、本町一丁目、台宿町、代官町、朝日町、城町、瀬戸谷町、若宮町、細内町、広内町、加法師町、野辺町、上三林町

ウ 竜巻の概要

竜巻は、館林市南西部の閑静な地区から、戸数及び人口が密集する中心部に大きな被害をもたらし、被災区域は南西から北東にかけて長さ約6km、幅約50mにわたる世帯に及んだ。被害の最も大きかった現場付近には、国道122号や東武伊勢崎線・小泉

線・佐野線が運行している。また、公立館林厚生病院や数店の中規模ショッピングセンターがあり、負傷者のほとんどが、そのショッピングセンターの買い物客であった。

エ 被害内容

- ・負傷者 19人(軽傷)
- ・損壊家屋 705棟(全壊15棟、半壊31棟、一部損壊659棟)
(屋根瓦破損、住宅窓ガラス破損、物置破損など)
※損壊程度は市独自の基準による。
- ・車両破損 105台(うち33台ショッピングセンター駐車場内)
- ・停電 3,000世帯が一時停電(送電施設の破損による)
- ・通信 電話100回線が不通(電話用電柱倒壊による)
- ・鉄道 東武小泉線全線、東武伊勢崎線(羽生～太田間)が運行停止、約28,000人に影響

オ 本部の設置

市は、館林市竜巻被害対策本部を27日15時06分に設置し、災害情報の収集に努めるとともに、消防本部による要救助者の搜索活動が行われ、避難所も開設された。本部では翌日には消防本部と合同で現地被害状況確認調査を実施、被災者等の生活再建の支援として、見舞金・支援金の支給、救援資金の貸付けを行った。

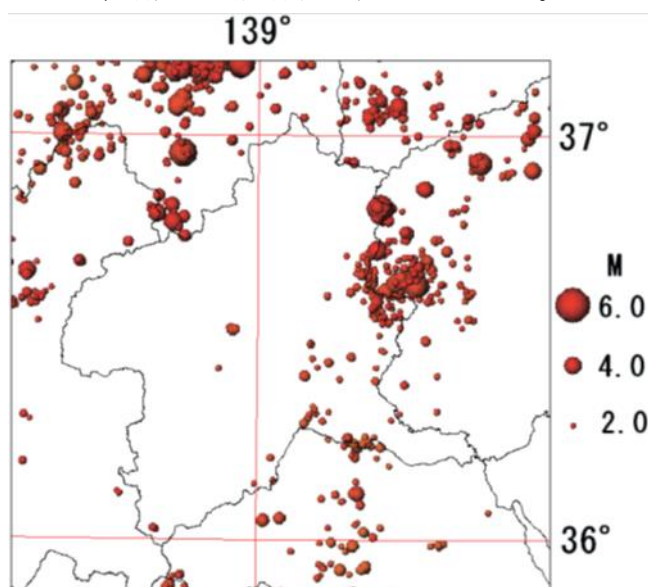
第6節 館林市の地震環境

地震防災対策を講ずるうえで、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、市の地震環境を検討する。

1 市周辺の地震活動の特徴

栃木県との県境(皇海山付近)から日光・足尾地域にかけて規模が小さいながら活発な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また、この地域には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。

また、近年では、茨城県南西部を震源とした小規模な地震活動が見られる。この地域には活断層は見つかっていないが、活発な地震活動地帯となっている。



(マグニチュード2以上：1997年10月～2007年7月：深さ30km以浅)
群馬県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動
(地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009) 日本の地震活動 第2版)

2 地質構造と本県の地震との関係

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布している。また、県北西部、中部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布している。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれる。

地質構造では、関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差異が認められる。

関東山地の中・古生界は、一般に北西-南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古生界は北東-南西方向の走向を示し、複雑な褶曲を繰り返している。

この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられている。

両山地間に伏在している構造線は、柏崎-銚子(構造)線^{*1}と呼ばれており、大地溝帯であ

るフォッサマグナの東縁とされている。

また、現在、群馬県内で確認されている平井断層をはじめとした活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の間に位置しており、その走向は概ね北西-南東方向であり、柏崎-銚子(構造)線の走方向と一致する。

同構造線を震源とする地震の記録はなく、最近の地震の震源の分布と同構造線との相関性も認められないが、同構造線が断層の一種であることを考えると、同構造線は震源となる可能性は否定できない。

※1 柏崎-銚子(構造)線：新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線



群馬県の地質図
(群馬県地質図作成委員会(1999))



群馬県周辺の地質構造図
(日本の地質『関東地方』編集委員会編(1986))

3 プレート運動と本県の地震との関係

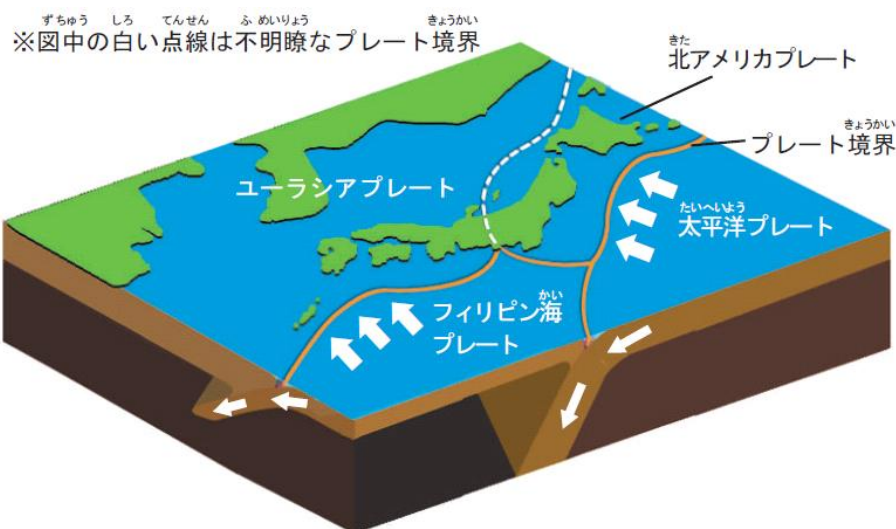
日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸のプレート(北米プレートとユーラシアプレート)とその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート(フィリピン海プレートと太平洋プレート)の相対運動で説明されている。

本県は、フィリピン海プレートが沈み込み相模トラフ及び駿河トラフから100~200 km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から150~200 kmの地点に位置しており、本県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、さらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。

また、本県直下のフィリピン海プレートの上面の深さは80 km前後、太平洋プレートの上面の深さは100 km~140 kmとされている。

陸のプレートとフィリピン海プレートの境界で発生した関東地震(1923年、M7.9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震(1987年、M6.7)が典型例である。

本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120~160 kmで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はないが、市周辺においてプレート運動に伴い発生する東京湾北部地震、南関東で発生するM7程度の地震(茨城県南部地震など)は、今後30年以内に地震が発生する確率は70%程度と予想されている。



4 市周辺の活断層

本市及びその周辺の活断層分布については22ページ以降の図及び表のとおり。

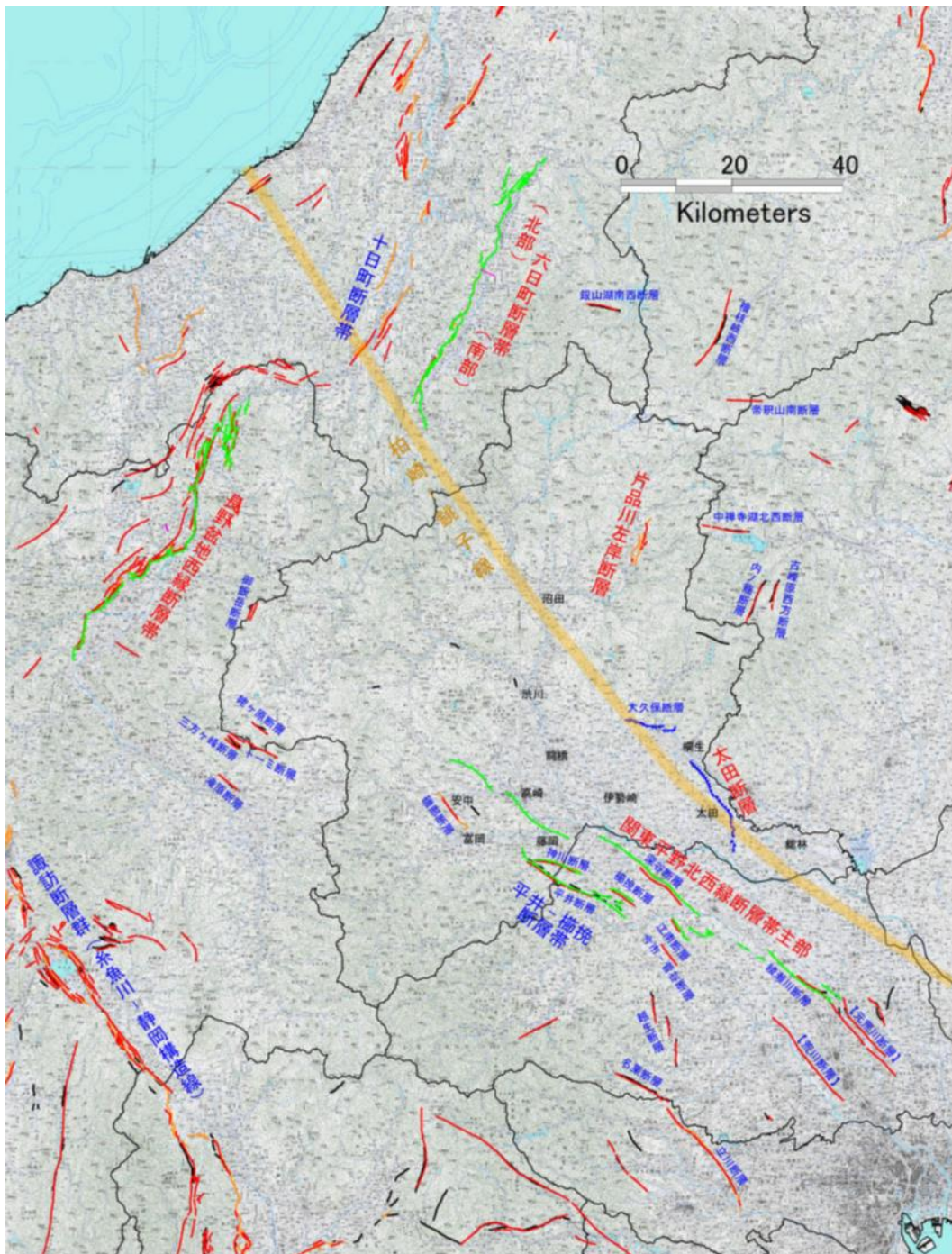
本市周辺の活断層分布を広域的に把握したものとして、「新編日本の活断層」(活断層研究会編, 1991)、「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉, 2002)が挙げられる。

これらによると、群馬県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が分布する。深谷断層の南西側には、同断層と並行する全長約23 kmの平井-櫛挽(くしびき)断層帯の各断層や磯部断層が継続的に分布する。平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層(の一部)が県内に分布している。

文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらをあわせた全長約82 kmの断層帯を関東平野北西縁断層帯とし、断層帯について、過去の活動、将来の活動(発生確率)などの長期評価を行っている。また、連続的に分布する深谷断層、江南断層及び綾瀬川断層(北部)をあわせて関東平野北西縁断層帯主部と定義した。

「新編日本の活断層(1991)」や「活断層詳細デジタルマップ(2002)」で示されていない県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられる。大久保断層は、松田ほか(1977)が報告し、その後、熊原・近藤(2008)が地形学的な検討により、長さ約9 kmの活断層であることが確認された。また、太田断層は、空中写真判読及びトレンチ調査(熊原・近藤, 2009)により、長さ約18 kmの活断層が認定されている。

本市の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約52 kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約58 kmの長野盆地西縁断層帯、栃木県北部に長さ約38 kmの関谷断層が分布する。1995年の兵庫県南部地震後に、「新編日本の活断層」で確実に活断層である(確実度I)とされた主要断層の調査が全国で行われ、その調査結果に基づいて地震調査研究推進本部より現在110の主要活断層についての長期評価が行われている。この主要活断層として、群馬県及びその周辺では、「関東平野北西縁断層帯」、「長野盆地西縁断層帯」、「六日町断層帯」及び「関谷断層」が該当し、それぞれの長期評価が発表されている。



本県及びその周辺の活断層分布図
(群馬県地震被害想定調査, 2012)

凡例		
線種	断層名	出典
—	(活断層: 確実度 I・II)	新編日本の活断層(1991)
—	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ(2002)
—	(推定活断層)	
—	関東平野北西縁断層帯主部 (平井-櫛挽断層帯)	地震調査研究推進本部(2005)
—	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部(2001)
—	六日町断層帯	地震調査研究推進本部(2009)
—	大久保断層	松田ほか(1977)、熊原・近藤(2008)
—	太田断層	熊原・近藤
—	(柏崎-銚子線)	

群馬県及びその周辺に分布する活断層一覧表

断層名	長さ	幅	地震規模 (M) ※ ¹	平均変位 速度※ ²	変位量 (1回の活動)	活動区間	出典	
関東平野北西縁断層帯主部	約 82km	20-25km	8.1	0.2-0.4m/千年	5-6m程度 (上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2005)	
平井-櫛挽断層帯 (関東平野北西縁断層帯の一部)	約 23km	20km 程度	7.1	0.1-0.2m/千年 (上下成分)	2m程度 (左横ずれ成分)	全域	地震調査研究推進本部(2005)	
平井断層 (平井-櫛挽断層帯の一部)	約 23km	-	-	0.1m/千年程度 (上下成分)	-	(平井-櫛挽断層 帯として活動)	地震調査研究推進本部(2005)	
神川断層 (平井-櫛挽断層帯の一部)	約 8km	-	-	0.06-0.12m/千年 (上下成分)	-	(平井-櫛挽断層 帯として活動)	地震調査研究推進本部(2005)	
磯部断層	約 8km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)	
片品川左岸断層	約 7km (約 9km)	不明	不明	0.2m/千年	不明	全域	新編日本の活断層(1991) 活断層詳細デジタルマップ(2002)	
太田断層	約 18km	不明	不明	不明	不明	全域	熊原・近藤(2009)	
大久保断層	約 7km	不明	不明	不明	不明	全域	松田ほか(1977) 熊原・近藤(2008)	
姥ヶ原断層	約 4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)	
御飯岳断層	約 4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)	
六日町断層帯	(全体)	約 52 km	不明	7.7	(北部と南部で個別評価)	(北部と南部で個別評価)	北部と南部 2 区間	地震調査研究推進本部(2009)
	(北部)	約 22km	不明	7.1	不明	2m程度(上下成分)	全域	
	(南部)	約 30km	不明	7.3	0.6-2.0m/千年	3m以上(上下成分)	全域	
長野盆地西縁断層帯	約 58km	不明	7.4-7.8	1.2-2.6m/千年	2-3m程度(上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2001)	
関谷断層	約 38km	不明	7.5	1m/千年	3m程度(上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2004)	

※¹地震規模(M) : 断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

※²平均変位速度 : 1,000年当たりの断層のズレの長さ

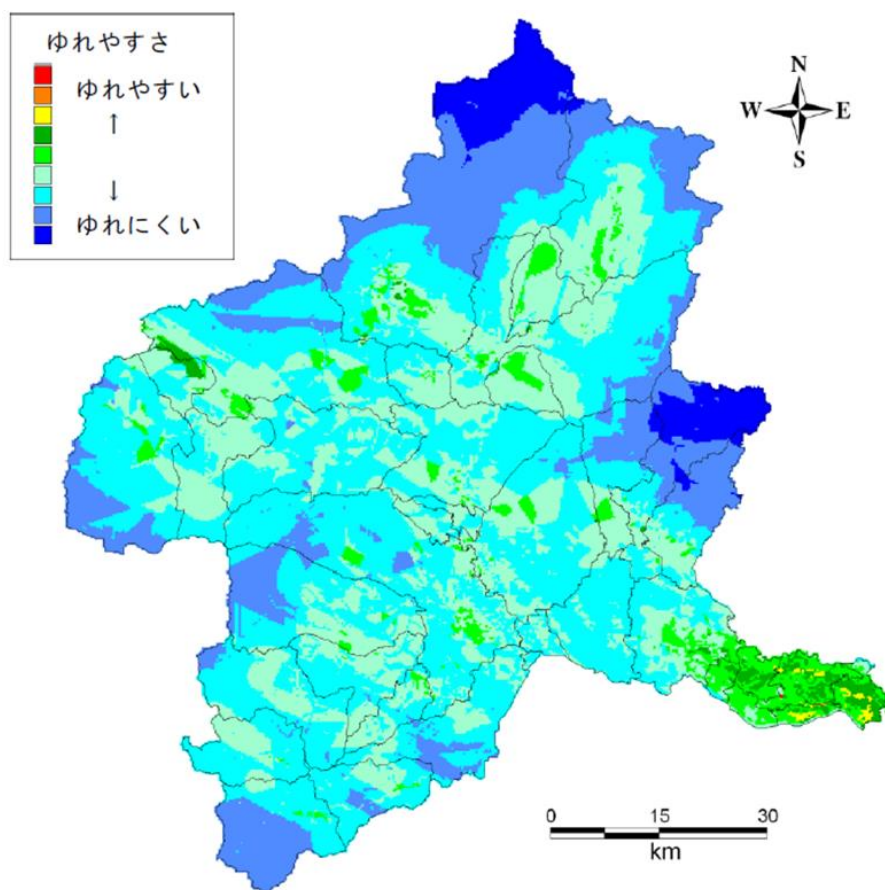
5 表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは異なる。

(1) 予防対策用地震による地震動予測

特に地表に活断層が見られない場所でも、地殻内の浅いところでマグニチュード7前後の地震が突然発生した事例がある（例 2008岩手・宮城内陸地震（M7.2））。このような内陸地震については、どこで発生するか、現在の地震学の知見では解明されていない。

そこで、群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）において、各種被害予測を行った3つの地震とは別に、県内全ての市町村（市役所・町役場の直下）に、このような内陸地震を「予防対策用地震」として想定（マグニチュードは全て6.9）し、地表の「ゆれやすさ」を表した。



予防対策用に設定した各市町村直下の地震（M6.9）による「ゆれやすさ」の分布

このマップからは、特に邑楽郡や館林市などの平野部は、やわらかい地盤で覆われ、ゆれが大きくなることが分かる。防災対策上、そのような場所を知っておくことは重要で、特にゆれやすい地域に居住する人は、家具の固定、住宅の耐震診断や耐震補強などの対策を優先的に行うなど、日頃の地震への備えの参考にすることができる。

第7節 地震被害の想定

群馬県では、阪神・淡路大震災後の平成7～9年度に地震被害想定調査を行った。その後、被害想定的前提とした社会条件等が大きく変化し、また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった。

そのような状況を踏まえ、平成23～24年度にかけて、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、前回調査の見直しを行った。

新たな調査の特徴としては、想定地震の震源位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定の手法等の見直しを行った。なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した。

本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、本件の自然条件や社会状況のもとで、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものである。

第1 県の被害想定地震

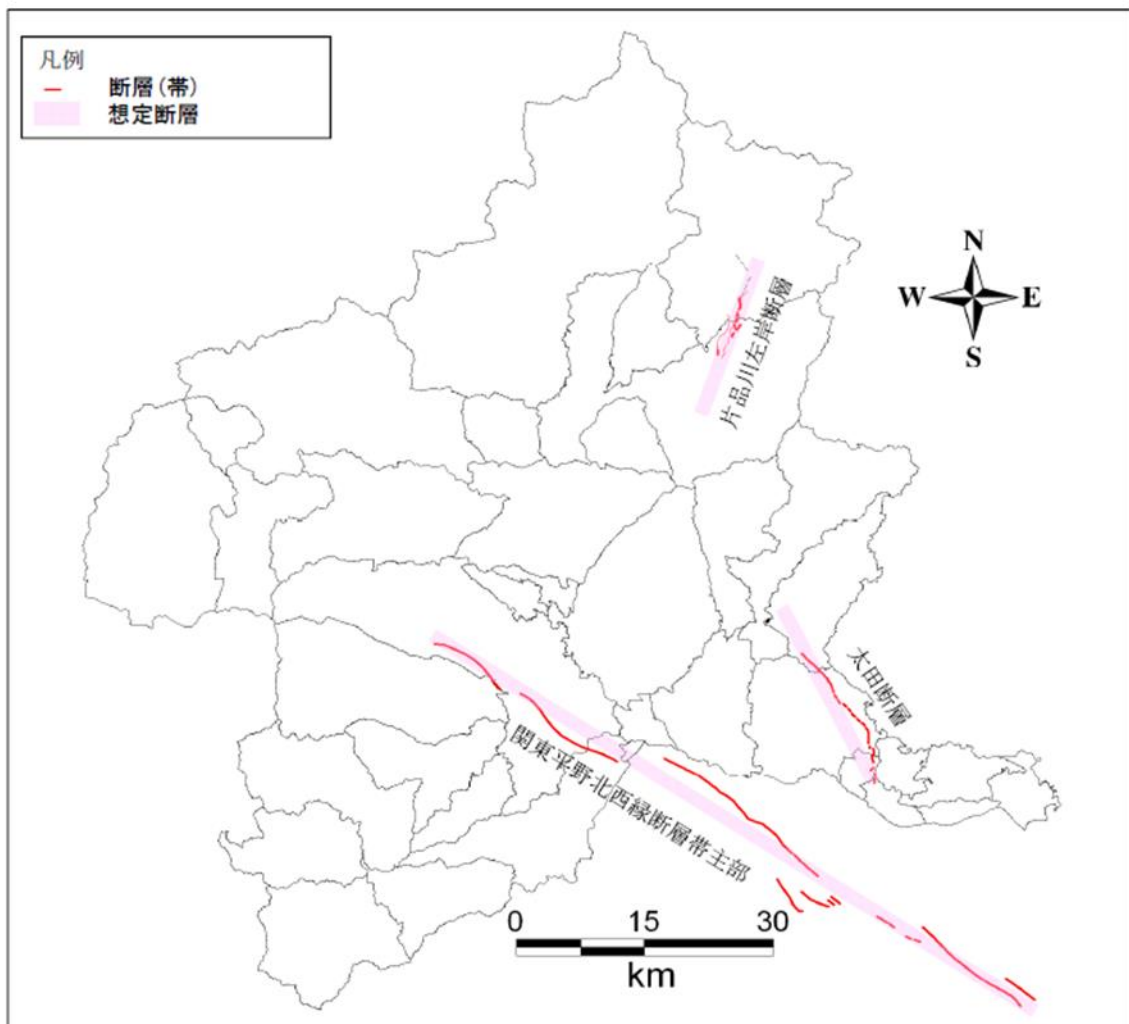
1 想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層（帯）とした。

現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7～9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かっている（地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会、2010）。以上により、断層の不確かさを考慮した上で、長さ20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

想定地震名	規模 (M)	想定断層の概要	震源断層モデル					本市の 最大震度
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)	
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5	震度6強
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2	震度6弱
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2	震度5弱

被害想定を行った3つの断層(帯)と想定断層モデルの位置図



2 想定地震ごとの被害の想定

3つの想定地震による被害予測結果は、下記のとおりである。この被害予測は、最新の知見をもとに、可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであり、実際に想定地震が発生した場合には、想定結果と違う結果となる場合がある。

(1) 県全体の想定地震別人的被害

項 目		想定地震ごとの被害			備 考
		関東平野 北西縁断層帯 主 部	太田断層	片品川左岸 断 層	
死 者	冬 5 時	3,133 人	1,133 人	23 人	建物被害、屋内収容物の 転倒、ブロック塀等の転 倒、屋外落下物、火災によ る被害者数
	夏 12 時	2,297 人	1,020 人	9 人	
	冬 18 時	2,655 人	1,054 人	14 人	
負 傷 者	冬 5 時	17,743 人	7,874 人	85 人	
	夏 12 時	14,074 人	6,454 人	56 人	
	冬 18 時	15,109 人	6,831 人	72 人	
負 傷 者 の うち 重 傷 者	冬 5 時	3,340 人	1,291 人	16 人	
	夏 12 時	2,472 人	1,079 人	9 人	
	冬 18 時	2,880 人	1,209 人	15 人	
避 難 者	全避難者数	543,589 人	244,864 人	766 人	建物被害、断水による 避難者数 (地震発生 1 日後)
	乳幼児	33,185 人	15,956 人	37 人	
	高齢者	122,521 人	51,166 人	213 人	
帰 宅 困 難 者		146,099 人	104,400 人	0 人	

(2) 県全体の物的被害

項 目		想定地震ごとの被害			備 考	
		関東平野北 西縁断層帯 主 部	太田断層	片品川左岸 断 層		
建 物	全壊棟数	56,531 棟	21,559 棟	137 棟	揺れ、液状化による 建物被害棟数	
	半壊棟数	127,455 棟	52,363 棟	896 棟		
火 災	出火件数	197 件	82 件	1 件	出火条件 ・冬 18 時 ・風速 9m/s	
	焼失棟数	15,238 棟	4,768 棟	0 棟		
ライフライン施設	上水道	配水管被害	5,127 件	1,948 件	17 件	発災直後
		断水世帯	482,024 世帯	217,423 世帯	1,520 世帯	
	下水管	被災延長	216.99 km	93.41 km	5.22 km	
		被災人口	37,143 人	15,773 人	694 人	
	都市ガス	供給停止	51,840 件	29,657 件	0 件	
	L P ガス	被害件数	4,690 件	2,343 件	29 件	
	電柱被害率		1.5%	0.6%	0.003%	冬 18 時
電話柱被害率		1.9%	0.6%	0.0%	冬 18 時	

3 むすび

近年、群馬県では大規模地震は発生していないが、過去にはその痕跡がある。

地震は、たとえ発生確率が低くても、いったん発生すれば被害は甚大なものとなる可能性がある。低い発生確率を示す数値は、決して安全を示す数字ではない。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震という巨大地震により多くの尊い命が失われた。千年に一回発生するとされた地震、一生のうちに遭わない確率の方が高い地震が、我々が生きている間に発生した。今を生きている私たちにとっては、発生したことが事実であり「今後もまた発生することがある」ということを認識して、未来の安全・安心な生活を守るために、いつ発生するかわからない大規模災害に対してもしっかりとした備えをしていかなければならない。

今後、この群馬県地震被害想定調査により想定された人的被害等の結果を踏まえて、地震による被害を軽減するための数値目標を「減災目標」と定め、目標を達成するために、より一層効果的な地震被害軽減に向けた各種対策を戦略的に講ずることとする。

第2 市の被害想定

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）によると、館林市の被害想定は以下のとおりである。中でも館林市もっとも影響を及ぼすと思われるのは、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」である。

(1) 市全体の想定地震別人的被害

項 目		想定地震ごとの被害			備 考
		関東平野北 西縁断層帯 主 部	太田断層	片品川左岸 断 層	
死 者	冬 5 時	11 人	1 人	0 人	建物被害、屋内収容物の転倒、 ブロック塀等の転倒、屋外落 下物、火災による被害者数
	夏 12 時	9 人	1 人	0 人	
	冬 18 時	9 人	1 人	0 人	
負 傷 者	冬 5 時	297 人	61 人	0 人	
	夏 12 時	244 人	55 人	0 人	
	冬 18 時	255 人	63 人	0 人	
負 傷 者 の 重 傷 者	冬 5 時	11 人	1 人	0 人	
	夏 12 時	13 人	4 人	0 人	
	冬 18 時	16 人	7 人	0 人	
避 難 者	全避難者数	20,794 人	6,005 人	8 人	
	乳幼児	1,253 人	362 人	0 人	
	高齢者	4,644 人	1,341 人	1 人	
	要介護度 3 以上	301 人	86 人	0 人	
	身体障がい 2 級以上	317 人	91 人	0 人	
	知的障がい 重度A	39 人	11 人	0 人	
帰 宅 困 難 者	8,117 人	8,117 人	0 人		

(2) 市全体の物的被害

項 目			現 況	想定地震ごとの被害			備 考	
				関東平野北西 縁断層帯主部	太田断層	片品川左岸 断層帯		
建 物	全 建 物	全 壊	43,360 棟	255 棟 0.59%	32 棟 0.07%	2 棟 0.00%	揺れ、液状化による 建物被害棟数 上段：棟数 下段：被害率	
		半 壊		2,405 棟 5.55%	521 棟 1.20%	5 棟 0.01%		
火 災	出 火 件 数	冬 5 時		0 棟	0 棟	0 棟		
		夏 12 時		0 棟	0 棟	0 棟		
		冬 18 時		2 棟	0 棟	0 棟		
	焼 失 棟 数	冬 5 時		0 棟	0 棟	0 棟	12 時間後	
		夏 12 時		0 棟	0 棟	0 棟		
		冬 18 時		5 棟	0 棟	0 棟		
ライフライン施設(注)	上 水 道	被 害 箇 所 数	527.1km	219 件	45 箇所	0 箇所	発災直後	
		被 害 率		0.414 件/km	0.085 件/km	0 件/km		
		断 水 世 帯	29,530 世帯	24,705 世帯	8,441 世帯	0 世帯		
	下 水 道	被 災 延 長	238.8km	7.28km	4.68km	0.01km		
		被 害 率		3.05%	1.96%	0.0%		
		被 災 人 口		1,114 人	716 人	2 人		
	都 市 ガ ス	供 給 停 止 件 数	7,436 件	0 件	0 件	0 件		
		供 給 停 止 率		0.0%	0.0%	0.0%		
	L P ガ ス	被 害 件 数	23,000 件	152 件	23 件	0 件		
		被 害 率		0.66%	0.10%	0.00%		
	電 力 施 設	電 柱 被 害 率	冬 5 時		0.1%	0.0%	0.0%	
			夏 12 時		0.1%	0.0%	0.0%	
			冬 18 時		0.1%	0.0%	0.0%	
		停 電 率	冬 5 時		1.4%	0.1%	0.0%	
			夏 12 時		1.4%	0.1%	0.0%	
			冬 18 時		1.4%	0.1%	0.0%	
電 話 電 柱	被 害 本 数	7,638 本	11 本	1 本	0 本	冬 18 時		
	被 害 率		0.1%	0.0%	0.0%			
	不 通 回 線 数	28,005 回線	35 回線	3 回線	0 回線			
	不 通 率		0.1%	0.0%	0.0%			
災 害 廃 棄 物 (万 ト ン)				10.3	2.1	0.0		

(注) この被害想定は、発生する確率が低い、または不明であるが、起きた場合に被害が大規模になることが想定される地震に対し、最新の知見をもとに、現在、群馬県が可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものである。

実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。(「群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)」より作成)

第8節 館林市の風水害環境と被害想定

1 想定範囲

災害には、台風及び大雨を要因とする風水害のようにあらかじめ予知しうる進行災害と爆発及び大規模火災のようなほとんど予知しえない突発的災害に大別することができる。また、本市の風水害等の履歴によると台風、竜巻による被害に見舞われているが、それ以外については、大規模な災害には至っていない。

そこで本市の地勢、気候及び地理的条件並びに過去において発生した災害、又は今後において予想される災害の種類は、概ね次のとおりとなる。

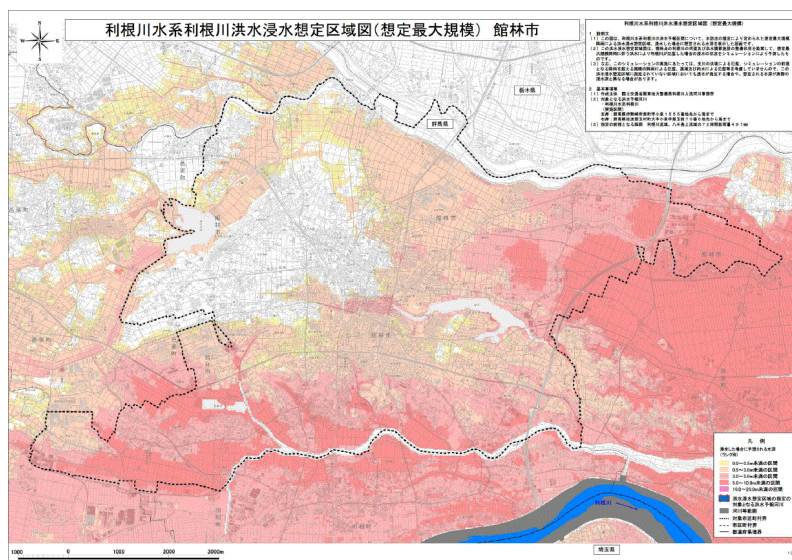
1 自然現象、その他異常な自然現象によるもの	(1) 台風による河川の氾濫、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
	(2) 前線活動等に伴う大雨による河川の氾濫、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
	(3) 大規模な竜巻、突風による家屋の全壊等
2 人為的事故によるもの	(1) 大規模なガス爆発、毒劇物爆発、危険物爆発及び大規模火災による建物の全壊、焼失等
	(2) 毒劇物、危険物及び放射性物質の大量放出による災害
	(3) 航空機の墜落による災害
	(4) 列車の衝突、転覆等による鉄道災害

2 河川の氾濫

国及び県は、洪水予報河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。また、河川ごとの浸水区域については、以下のとおりとなる。(注：詳細は、原本参照[出典：国土交通省関東地方整備局(洪水浸水想定区域図)・群馬県国土整備部河川課(洪水浸水想定区域図)])

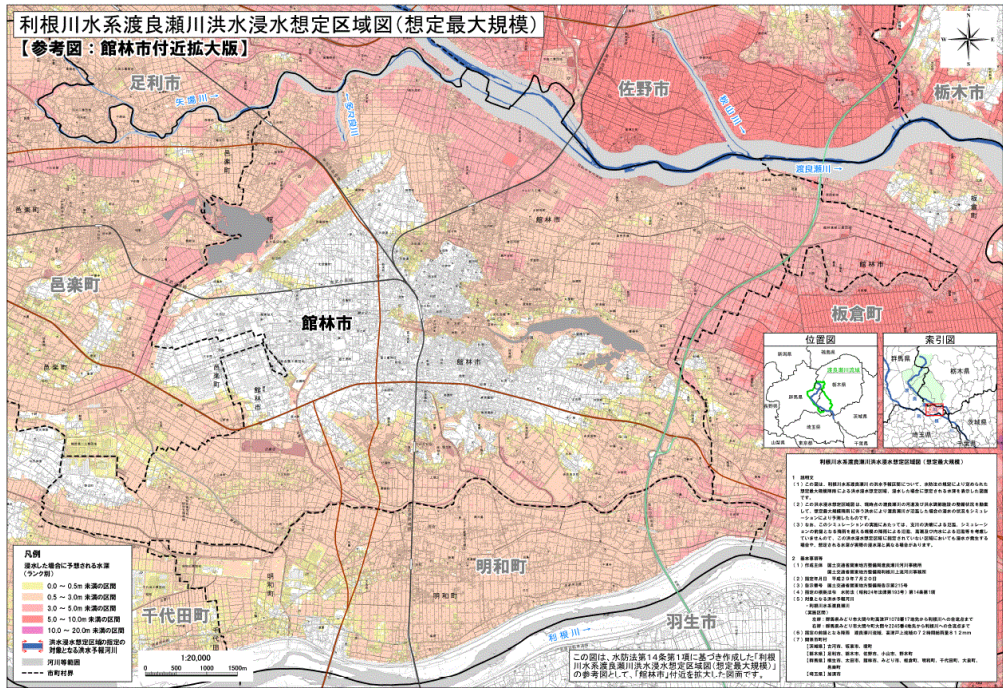
(1) 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

利根川洪水浸水想定区域図によると多々良地区、館林地区等の浸水しない一部の地域を除き浸水被害が想定される。



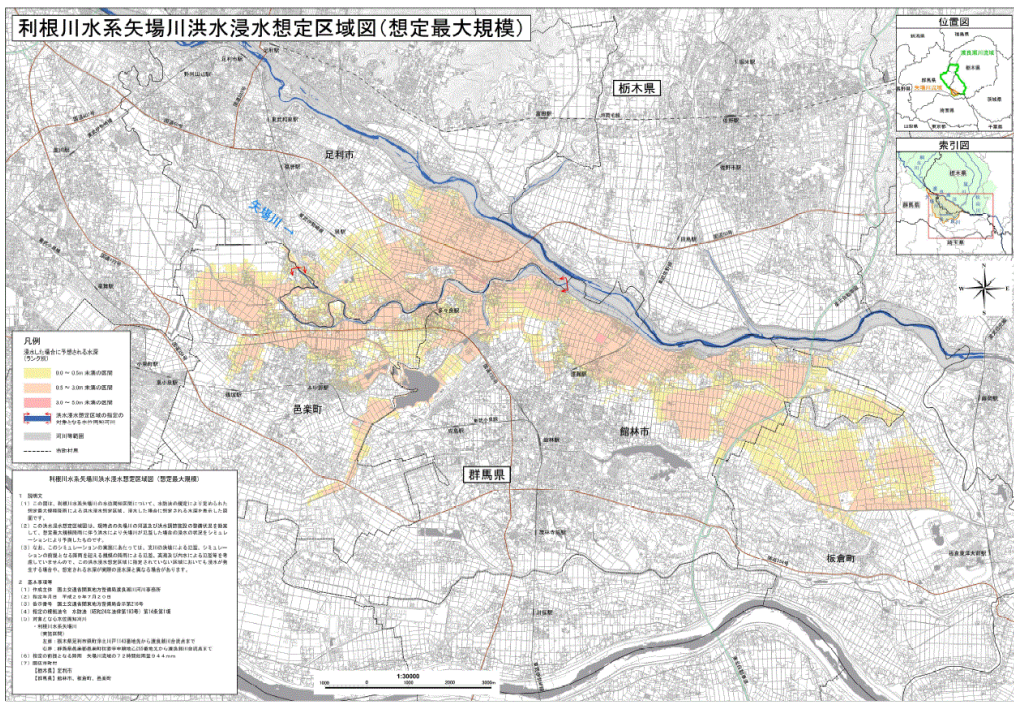
(2) 利根川水系渡良瀬川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 館林市

渡良瀬川洪水浸水想定区域図によると、多々良地区、渡瀬地区、館林地区、三野谷地区、六郷地区、赤羽地区の浸水しない一部の地域を除き浸水被害が想定される。



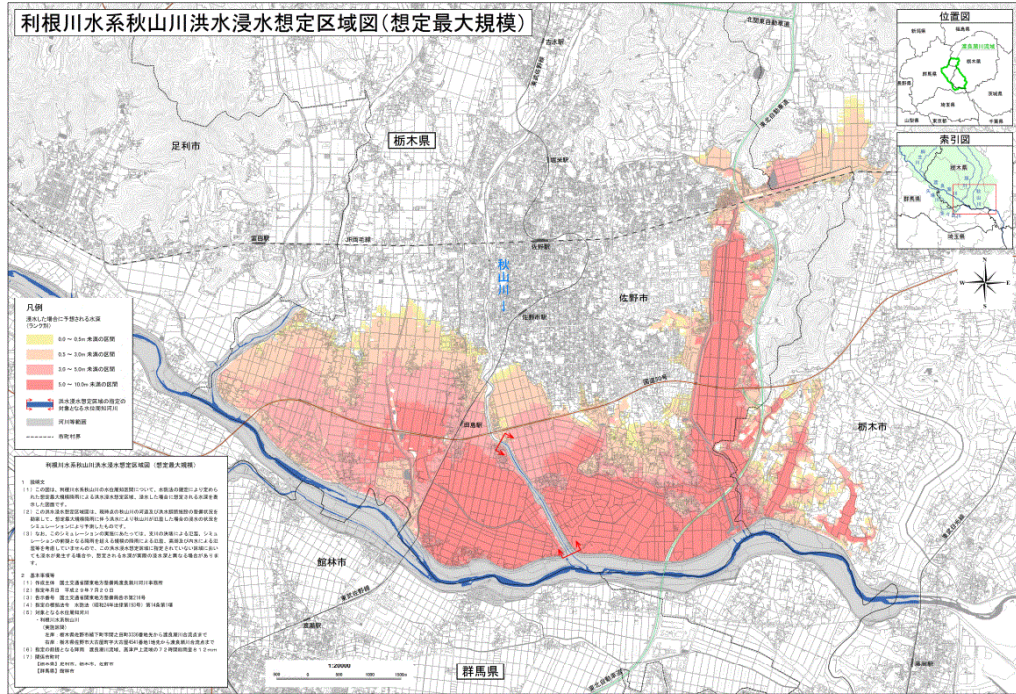
(3) 利根川水系矢場川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

矢場川想定区域図によると、多々良地区、渡瀬地区、大島地区、郷谷地区等で浸水被害が想定される。



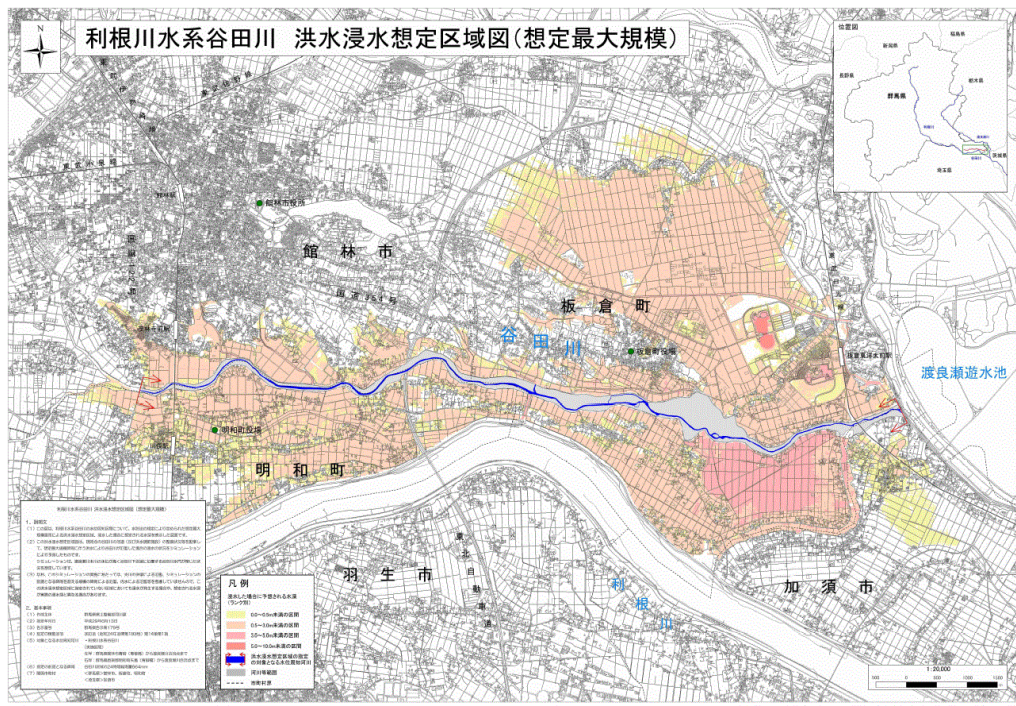
(6) 利根川水系秋山川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

秋山川による想定区域図によると、下早川田町(雲龍寺周辺)で最大3~5m未満の浸水被害が想定される。



(7) 利根川水系谷田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

谷田川による想定区域図によると、分福町の一部、堀工町の一部、上赤生田町の一部で浸水被害が予想される。



4 内水はん濫

本市においては、地形や地盤等の要因により、内水氾濫（※）のおそれのある地域が見られる。内水氾濫のおそれのある浸水想定箇所は以下のとおりである。

内水氾濫浸水想定箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・朝日町の一部 ・日向町稲荷前の一部 ・国道 354 号 （東武鉄道高架下） ・西高根町の一部 ・大街道二丁目の一部 ・美園町の一部 ・台宿町の一部など

※内水氾濫：内水氾濫とは、平坦地に降った雨水（内水）が、はけきらずに地面に溜まったり、低地で周囲から水が流入し浸水深がより大きくなり、氾濫すること。

※外水氾濫（参考）：河川・湖沼等で、水があふれた場合や堤防が決壊した場合等を、外水氾濫という。

第9節 計画の修正

この地域防災計画は、基本法 42 条の規定に基づき、毎年検討を加える必要があると認めるときは、これを修正する。各機関は、関係ある事項について、毎年 3 月末日（緊急を要する事項については、その都度）までに計画修正案を館林市防災会議（総務部安全安心課）に提出するものとする。